

千葉県介護に関する入門的研修事業 企画提案に係る質問・回答

質問No.	項目	質問内容	回答
1	仕様書4 - (1) - ウ	オンライン（または動画学習）の併用は可能でしょうか？必ずオフラインでのみの開催でしょうか？	研修については、各圏域において1回以上実施することとしており、原則オンライン（または動画研修）での実施は想定していません。 なお、独自提案として、本事業の目的達成に効果的なオンライン等の活用をご提案いただくことは可能です。
2	仕様書4 - (1) - ウ	「各圏域で「基礎講座」を1回以上、「基礎講座及び入門講座」を1回以上実施する」とありますが、「5圏域 × 2パターン = 最低10回の研修日程」を提供するという解釈で相違ないでしょうか？	県としては、そのように想定しています。
3	仕様書4 - (1) - ウ留意事項	「1講座につき40名を定員」とありますが、この数値は目標でしょうか？それとも目安でしょうか？別途、県との協議により変更することも可とあるための確認となり、定員に達しなかった場合についても確認させてください。	目安ではございますが、幅広い方に受講いただくため、チラシ、インターネット、SNS等を用いて本事業に関する周知・広報活動を充分に行っていただく必要があります。 なお、定員を大きく下回った場合や研修が未開催となった場合は、内容に応じて委託料の減額が発生する可能性があります。
4	仕様書4 - (2)	職場見学・職場体験の実施は、見学先・体験先からNGとなった場合、「職場見学又は職場体験は、希望者に対し1回以上は行うこと」は必須でしょうか？	ご質問のあった事例の場合、希望される方全員が、介護施設・事業所等での職場見学又は職場体験に参加出来るよう、他の施設・事業所等と調整いただく必要があります。
5	仕様書4 - (2)	「職場見学又は職場体験を行う際には、職場体験先と受託者が連携を図り、実施すること」において実施方法の指定はありますでしょうか？	特段ありません。
6	仕様書4 - (3)	必須要件と推奨要件について、ご教示ください。例えば、「福祉人材センター等と連携」、「ハローワーク等への同行」は必須要件でしょうか？既存の求人サイトサービス活用の併用も可能でしょうか？	福祉人材センター（無料職業紹介）との連携は必須となり、既存の求人サイトサービス（有料職業紹介）との併用は不可となります。 なお、ハローワーク等への同行については、仕様書に記載のとおり必要に応じて実施していただくようお願いします。
7	募集要項14 - (3)	「本件受託業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、受託業務の一部の再委託については、書面により県の承諾を得たときは、この限りではない」とありますが、弊社の研修サービスにおいて業務委託契約を締結している有資格者の講師についても該当しますでしょうか？	該当します。